

令和8年6月制定

令和8年度

勢理客港第二号立標撤去工事
仕 様 書

第十一管区海上保安本部

第一章 工事概要

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|-------------------------------|-----|---|---|-------------------------------|-----|---|---|-------------------------------|-----|---|---|------------------------------|-----|---|---|
| 1 工事名称 | 勢理客港第二号立標撤去工事 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 工事場所 | 整理客港第二号立標
伊是名島三角点（沖縄県島尻郡伊是名村）の西北西方約3.3km
北緯：26-55-50 東経：127-54-49 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 工事期間 | 契約の翌日から令和8年12月18日まで | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 工事概要 | 本工事は次の工事を施工するものである。
<table border="0"><tr><td>☐仮設工事</td><td>．．．</td><td>1</td><td>式</td></tr><tr><td>☐撤去工事</td><td>．．．</td><td>1</td><td>式</td></tr><tr><td>☐電気工事</td><td>．．．</td><td>1</td><td>式</td></tr><tr><td>☐その他</td><td>．．．</td><td>1</td><td>式</td></tr></table> | ☐ 仮設工事 | ．．． | 1 | 式 | ☐ 撤去工事 | ．．． | 1 | 式 | ☐ 電気工事 | ．．． | 1 | 式 | ☐ その他 | ．．． | 1 | 式 |
| ☐ 仮設工事 | ．．． | 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | |
| ☐ 撤去工事 | ．．． | 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | |
| ☐ 電気工事 | ．．． | 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | |
| ☐ その他 | ．．． | 1 | 式 | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 発注元 | 第十一管区海上保安本部 交通整備課
所在地：沖縄県那覇市港町2-11-1
那覇港湾合同庁舎
電話：098-867-0118（内線2654） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 管理事務所 | 那覇海上保安部 交通課
所在地：沖縄県那覇市港町2-11-1
電話：098-951-3855（交通課直通） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 注意事項 | 工事の実施にあたっては、関係機関との協議を十分に行い、円滑な海上交通を確保し、混乱しないように実施する。
工事の施工は、監督職員と十分連絡を取りながら実施する。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8 告示事項 | 廃止
航路標識の撤去に伴い告示事項が変更となるため、撤去日程については監督職員と十分打合せを行う。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

第二章 一般共通事項

本文に記載されていない事項や詳細については、公共建築改修工事標準仕様書による。

- | | |
|--------------------|--|
| 1 適用事項 | 工事に際しては、設計図書に従い、責任をもって施工する。 |
| 2 設計図書 | 設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。 |
| 3 監督職員及び
検査職員 | 監督職員及び検査職員とは、支出負担行為担当官（第十一管区海上保安本部長）が任命した職員をいう。 |
| 4 疑義 | 設計図書の内容に疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議する。 |
| 5 軽微な変更 | 部材の取り合せ及び現場の都合により必要が生じたときは、その工事に支障のない範囲内で、かつ他の工作物に支障を及ぼさない場合に限り、監督職員の承諾を得て、取り付け位置、取り付け工法等の変更をすることができる。 |
| 6 補償 | 第三者に対して損害を与えた場合、請負者は適正な補償をしなければならない。 |
| 7 官公署その他
届出手続等 | 工事に必要な官公署その他への必要な届出手続等を遅滞なく行う。
なお、届出手続等に必要な経費は請負者の負担とする。 |
| 8 現場代理人及び
主任技術者 | 現場代理人及び主任技術者届（経歴書含む）を監督職員に提出する。
なお、主任技術者の選任は次のとおりとする。
(ア) 受注者は、次に該当する有資格者の主任技術者を選任するものとし経歴書及び合格証明書等の写しを通知書に付して監督職員に提出するものとする。
(a) 建設業法第15条2号ハの規定により国土交通大臣が同条2号のイと同等以上の能力を有するものと認定した者。ただし、許可業種により指定を受ける。
(b) 建設業法第27条、第27条の2による技術検定のうち検定種目を建築又は土木施工管理とするものに合格した者。 |
| 9 工程表及び施工
計画書 | 工事の着手に先立ち、工程表及び施工計画書（仮設計画を含む）を作成し、監督職員の承諾を得る。 |
| 10 材料の品質等 | (1) 使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、新品とする。仮設資材等については、この限りではない。
(2) 使用する材料が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を、監督職員に提出する。ただし、JIS又はJASのマーク表示のある材料を使用する場合又は監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略できる。
(3) 設計図書に定める材料の見本を提示又は提出し、材質、仕上の程度、色合、柄等について、監督職員に提出して承諾を得る。 |
| 11 施工の検査及び
試験 | (1) 一工程の施工を完了したとき又は工程の途中において監督職員の指示を受けた場合は、その施工が設計図書に適合することの検査を受け、承 |

	諾を得たのち次の工程に移る。 (2) 工事の進捗により、隠ぺい状態となるなど、目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合、検査が完了するまで、施工を行わない。 (3) 試験の実施に当たり、試験計画書を作成し、監督職員の承諾を受ける。 (4) 試験結果は、監督職員に報告する。
12 関連工事等の調整	契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事について、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者とともに、工事全体の円滑な施工に務める。
13 工事現場の管理	設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。 労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他関係法令等に基づくほか、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。 工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化等、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。
14 養生、保護	設計図書に指定したもののほか、必要のある場合において、搬入等に使用する通路や工作物等に対し損傷を生じないように養生並びに保護を行う。
15 災害時の安全確保	災害及び事故が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させるとともに、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。
16 火気の手扱い	工事現場での施工に当たり、火気は使用しない。ただし、やむを得ず、火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気等の取扱いに十分注意する。
17 打合せ記録	監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備し、監督職員に提出する。
18 工事写真	(1) 写真は、着手前、工事施工中、完成とし、工事施工中については、各工程毎に1枚以上撮影する。写真はカラー、E版程度とし、撮影方法に当たっては小黒板の文字が判読できることとする。 (2) 工事完成後に視認できない箇所については、工事の進捗につれて写真撮影を行う。 (3) 上記写真撮影の際は必要に応じて所要寸法が判別できるようスタッフ、折尺などをあて、また、工種、設計寸法、実測寸法等を記載した小黒板などを置いて撮し込む。 (4) 完成写真は、構造物外形、仕上げ状態等を撮影する。
19 発生材	(1) 発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用を努める。 なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。

20 完成図書

- (2) 発生材の処理は次による。
 - (ア) 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの並びに特別管理産業廃棄物の有無及び処理方法は、特記による。
 - (イ) 発生材のうち、工事現場において再利用及び再生資源化を図るものは、特記による。
 - (ウ) (ア)の引渡しを要するものと指定されたものは、監督職員の指示を受けた場所に整理のうえ、調書（撤去品等発生通知書）を作成して監督職員に提出する。
 - (I) (イ)の再生資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入したのち、調書を作成して監督職員に提出する。
 - (オ) (ウ)及び(I)以外のものは、全て工事現場外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理のうえ、監督職員に報告する。

21 竣工検査

- (1) 工事完成後、次のものをA4ファイルに整理し、完成図書を1部、監督職員に提出する。なお、図面、写真等は電子データで、CD-R等の記録媒体に記録して提出する。
 - (ア) 工事概要
 - (イ) 完成図面（竣工図は、JW-CADデータを含む）
 - (ウ) 試験成績書（材料品質証明及び保証書を含む）
 - (I) 工事結果データ
 - (オ) その他（届出書類、マニフェストなど）
- (2) 電子データ提出にあたっては、ウィルス対策を実施したうえで提出しなければならない。又、ウィルスチェックソフトは、常に最新データに更新するものとする。

22 その他

- (1) 現場代理人は、竣工検査に立ち会う。
 - (2) 本契約は、検査職員の検査合格をもって履行完了とする。
- (1) 代金は、検査合格後に請負者からの請求に基づき支払う。
 - (2) 詳細については、第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。
 - (3) 工事实績情報システム（CORINS）の登録基準を満たす工事についてはあらかじめ監督職員の確認を受けた後、登録機関へ登録申請を行う。

第三章 工事仕様

図面及び本仕様書に記載のない事項は、適用工種に応じて

「建築物解体工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

「公共建築改修工事標準仕様書」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

「土木工事共通仕様書」（国土交通省）

「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課編集）

「通信鉄塔設計要領・同解説」（国土交通省監修）

「鋼構造設計基準」（日本建築学会）

その他関係法令、規則等

によるものとする。

1 仮設工事

1-1 養生

本工事は、海上作業のため、撤去物・仮設材等が海中に落下しないよう適切な養生を行う。

1-2 安全対策等

機材の搬出入、工事作業中、作業時間外等の安全対策について適切に行う。

2 撤去工事

2-1 着工準備

(1) 本工事は、航路標識業務（灯火の点灯並び消灯）を休止せず行うので、関連する各工事作業について、監督職員及び関係管理事務所等の職員と十分な打合せのうえ、施工方法を決定すること。

2-2 立標撤去

(1) 立標撤去前に、図示の「撤去資材明細表」に従い、標体にある機器類を取り外した後に、撤去を行う。

(2) 撤去は、「ワイヤーソーイング工法」を標準とする。

(3) ワイヤーソーイング工法により発生する粉塵又は汚水等を海上に流失させることがないように流失防止及び回収措置を行う。

(4) 解体にあたり、分別解体等を行う。

2-3 運搬・その他

本工事で発生した廃材等の産業廃棄物は構外へ搬出し、受注者の責任において、関係法令に従い適正に処分する。

3 電気工事

3-1 機器撤去

(1) 機器類を取り外す際は、事前に監督職員に連絡し、監督職員の指示を受ける。

(2) 機器類の取り外しは、電源を遮断した後に取り外すこと。

(3) 撤去する機器類は、下記に従い、各機器間の配線を撤去する。

品 名	規 格	数 量	摘 要	備 考
LED灯器	I 型赤	1	返 納	
太陽電池架	12V-2.7W	1	返 納	
蓄電池	サイコン電池	1	返 納	

機器類の返納場所は、次のとおりとする。

那覇海上保安部 交通課

沖縄県那覇市港町2-11-1

3-2 運搬・その他

発生材は、全て構外に搬出し、受注者の責任において、確実に適正に処理する。

4 船舶関係

4-1 水雷保険及び障害保険

使用する船舶においては、水雷保険・障害保険に加入すること。
加入後、保険証書の写しを監督職員に提出すること。

4-2 使用船舶等

工事に使用する船舶は、本件工事施工(えい航・回航・安全監視含む)に適した規格を使用する。

4-3 船舶検査

工事に使用する船舶は、定期検査及び中間検査を受けた船舶を使用し、検査証書の写しを監督職員に提出すること。

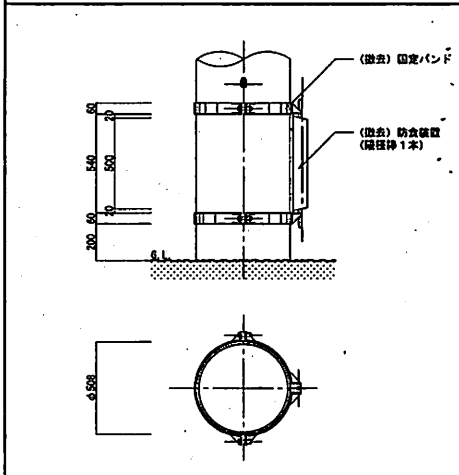
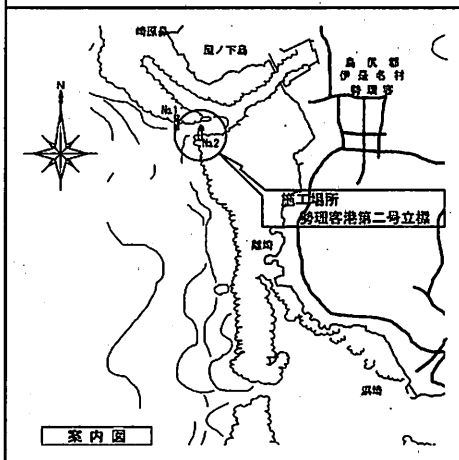
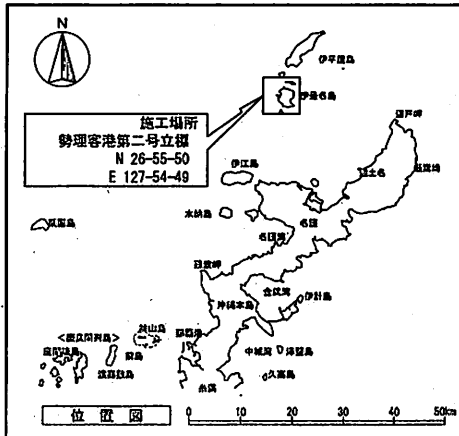
4-4 不定期航路事業の届出

海上運送法に基づく不定期航路事業に該当する船舶は当該届出を行っている船舶を使用すること。

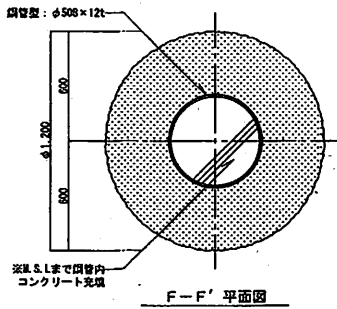
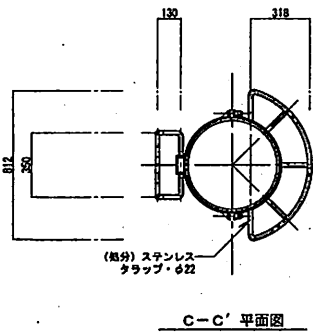
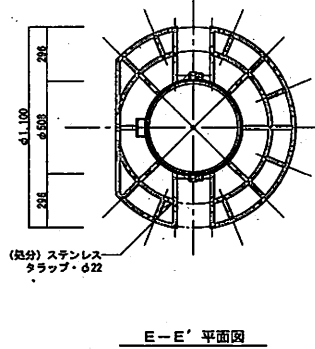
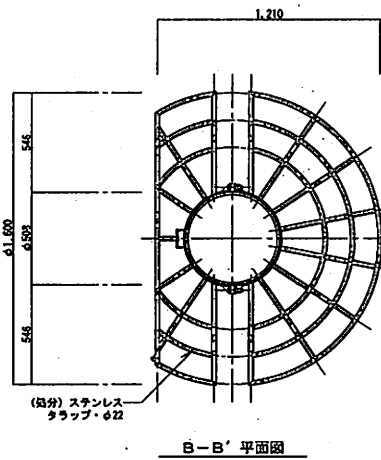
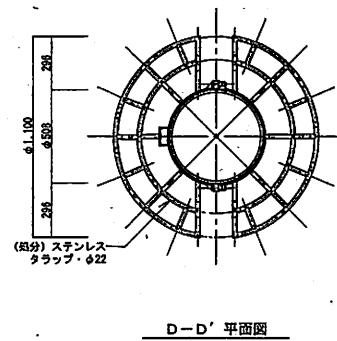
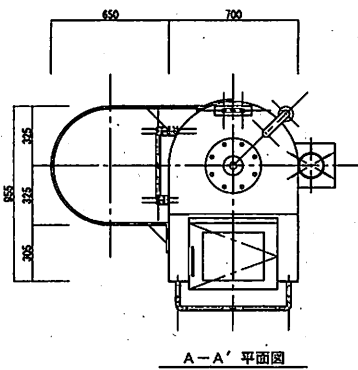
5 その他

5-1 環境・水質保全

- (1) 水質汚濁防止膜を設置し、水質保全に配慮する。
- (2) 工事施工は環境保全に配慮するとともに、水質汚濁等が発生した場合、速やかに拡散防止等の処置を行う。



各平面・タラップ詳細図 S=1/20



撤去資材明細表

品名	規格	数量	備考
灯器 (LED)	L型発光器具 (1個)	1	撤去
太陽電池板	12V-2.7W	1	撤去
蓄電池	12V/100Ahセル	1	撤去

立面詳細図 S=1/30

